

令和3年度 周南市人権施策推進審議会（意見のまとめ）

1 審議会日程 令和4年2月18日～3月7日（書面開催）

2 参加委員

委員（17名）	時津会長 宮本副会長
	高橋委員 小川委員 河野委員 福井委員
	福田委員 永山委員 前田委員 藤本委員
	安増委員 長野委員 信吉委員 松下委員
	小林委員 國廣委員 中村委員

3 事務局説明 送付資料による

4 議題 「令和2年度実績報告」等を踏まえた、今後の人権施策について

(1) 「令和2年度実績報告」についてのご意見、ご感想について

委員	<p>人権課題別（資料 P3）の表から、「インターネットにおける問題」「性的指向・性自認に関する問題」について、回数や参加者が増加しており、新たな人権課題にも積極的に取り組まれていると感じた。</p> <p>一方、「子どもの人権」については、回数や参加者数が大きく減少しており、そこに注意が向いた。</p>
委員	<p>コロナ禍での研修・講演等が行われた事に大変なご苦勞があったと推察する。</p> <p>人権擁護委員協議会では、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設等で人権教室を開催しているが、特に老人福祉施設での開催が不可能な状態となった。そこで、利用者の皆様方のために頑張られている職員の皆様方への感謝の気持ちをお伝えする手紙を送付した。早くコロナが収束し前のように人権教室が開催されるように願っている。</p> <p>研修会、講演会が以前のように多くの参加者が参加出来るように願っている。</p>

委員	<p>今までは地区内における人権問題についてのみ関わってきたが、今後は周南市全般に目を向け取組を推進したいと考えている。</p> <p>私が今考える事項については細かく実施されている。</p>
委員	<p>令和2年度も、今年度（R3）と同じくコロナ禍であったが、可能な範囲で学校を中心に効果的な取組がなされている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・各課でさまざまな人権問題に配慮した取組を実践している。 ・さまざまな手法で啓発活動を行っている。 ・R2の実績の減少はやむを得ないが、今後新型コロナウイルス感染症が継続した場合に備え、開催方法を見直し、実績を減らさないための工夫をしてほしい。
委員	<p>それぞれの分野で研修会や講演会が実施され、地域におけるリーダーとなる人材が養成されているものと思われる。</p> <p>また、男女共同参画に関する問題や高齢者問題、環境問題に関しては、リーフレット等が全戸配布され、広く一般の人にとってそのような課題が存在していることに気づく機会になっていることが期待される。</p> <p>さらにさまざまな問題について身近な視点で広報することにより、課題の存在に気づき考える機会を提供することが望ましいと思う。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解や対応方法を学ぶ一つとして、認知症サポーター養成講座を市民に受けてもらうことで、認知症の方への接し方や見守る視点も変わってくると思う。そうすることで、認知症になっても住み慣れた地域で生活することが可能になると考える。また認知症への知識を得ることで、早期発見・早期予防にもつながり、早い段階から介護保険事業者が関わることで、予後も安定していくことが期待できる。 ・認知症への理解については、出来ることであれば小学生の時から知識として持つことが望ましく思う。小学高学年～中学生と、年を重ねるごとに、ステップアップ講座として、段階的に勉強できる環境を整備することで、地域で高齢者を支えることが自然とできるようになると思う。
委員	<p>過去の実績よりは参加人数は半減しているが、コロナ禍を考えると思ったよりも多く、多くの方が人権の大切さを理解して</p>

	いる為と評価している。
委員	同和問題について言えば、コロナ禍の中、例年に比べて、研修会等の回数や参加者数が減少してはいるものの、各々が感染拡大防止対策を講じながら工夫して実施されたのだと推察する。
委員	<p>(1)令和2年度実績報告は、令和4年2月発行となっている。私どもの任期は、令和3年11月からとなっているので、この実績報告が印刷される前の段階で委員に意見を聴いていただきたかったと残念に思う。既に終わっていることで、今更、意見を記載しても、とも思うが、気付きの主だったものを書いてみる。</p> <p>(2)「人権を尊重した行政の推進」(1)「人権尊重の視点に立った施策の推進」について</p> <p>①「取組」は記載してあるが、「取組に対する達成状況」の記載がない。「取組」を書くだけなら何でもかける。各課の自己評価になるが、「達成状況の記載」は必要と感じている。いかがか。</p>
事務局	<p>基本方針の「人権を尊重した行政の推進」は、人権を尊重した行政を推進する上での基本理念です。つまり、市で行う業務はなんらかの意味で人権に関わりがあって、人権と無関係な部署はない、ということをお念頭にしています。</p> <p>ここでは各課の事業のうち、あくまで、主な事業の中の取組として紹介しているものです。それぞれの事業としての評価は「事務事業評価」として別に実施しているところですが、ここに記載しているものについてご意見がありましたら、皆さまからの評価として伺いたいと考えています。</p>
委員	<p>②「全課」では「全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設の整備や改善に努める」と記載されているのに対し「関係課」では「バリアフリー化を実施し、利用しやすい環境整備に努める」となっている。</p> <p>「関係課」も「ユニバーサルデザイン化を実施し、利用しやすい環境整備に努める」との記載になっていないのは、なぜか。</p> <p>私の経験では、しょうがい児教育を熱心に研究・実施されていた先生方が、最初、バリアフリーの発想で行った支援が、</p>

事務局	<p>一般の子どもさん達や生徒さん達にも有効な支援であることに気付かれ、30年位前、バリアフリーの発想でなくユニバーサルデザインの発想で支援を行うべき、と言われ出したと記憶している。そのようなことから、バリアフリーの発想でなくユニバーサルデザインの発想で考えるべきと私は考えているが、いかがか。</p> <p>「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議において決定）によりますと、「物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められている。」とあり、これに沿った記載と考えています。</p>
会長	<p>「バリアフリー」を様々に実現した先に「ユニバーサルデザイン」が見えてくる可能性があり、両者は対立したり、どちらかが古くて劣った不要な考え方ではないと思います。「関係課」における記述がより具体的な目標を掲げ、「全課」で包括的な目標を掲げることは大変理にかなっていると思います。</p>
委員	<p>③「防災危機管理課」の「取組」は「市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な対応が可能となる危機管理体制の整備に努める」となっている。(2)の「人権に配慮した行政の推進」でも同様なような記載となっている。</p> <p>県の指針では、「いのち」が「人権」のキーワードのひとつとなっており「県民一人ひとりが、かけがいのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切」と記載されているので、このような「取組」となったのか。教えてほしい。</p> <p>「防災危機管理課」の「取組」は「防災危機管理課」の基本的な業務であって、極端に言えば「人権」とは、関係ないように私は感じている。</p> <p>災害避難の場合で、たとえば、乳児や高齢者やしょうがい児・者を抱えた家族が迷うことなく避難できる避難所になっているだろうか、避難所に、母親のプライバシーが守れる授乳設備があるだろうか、オストメイトに対応し、体の不自由</p>

事務局	<p>なしょうがい者が横になれる台を備えたしょうがい者用トイレがあるだろうか、などを私は考えるが、これらは、「人権尊重の視点に立った施策の推進」にも「人権に配慮した行政の推進」にもあたらないのかな、と素朴に考えている。教えてほしい。</p> <p>災害による長期間の避難などにより、基本的人権（自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権など）の享有が阻害される状況が生じることがあります。ご指摘の内容も含め、防災危機管理課では災害時等の安心・安全の取組を地域と共に進める役割があり、人権と関わりがあると考えています。</p>
委員	<p>④「(1)人権尊重の視点に立った施策の推進」を読ませていただいて、各課の業務が説明してあるが、その業務のなかのどこに人権を尊重する視点があるのかわからないものがあるように感じる。いかがか。</p>
事務局	<p>地方自治体は、住民の福祉（幸せ）の増進のために存在しています。（地方自治法第1条の2）すべての住民が幸せに生きていくためには、基本的人権（自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権など）の理念を地域社会で住民自治という方法で実現していくことが必要不可欠となります。そのため、住民の福祉の増進を目的としたあらゆる行政活動において、人権と無関係なものはないと考えています。なお、わかりにくい記載内容については、今後、改善したいと考えています。</p>
委員	<p>⑤「(1)人権尊重の視点に立った施策の推進」に「市民福祉課」の記載がないのに「新南陽総合支所市民福祉課」「熊毛総合支所市民福祉課」「鹿野総合支所市民福祉課」の記載があるが、どうしてか。</p>
事務局	<p>住民記録や保険年金、福祉関係の窓口について、各総合支所では市民福祉課となっています。</p>
委員	<p>⑥「(2)人権に配慮した行政の推進」の「関係課」の取組で「市で申請している各種申請様式等における男女の記載について、必要のないものは削除を検討する」となっている。</p> <p>話は変わるが、最近、市から送られてきた今回の新型コロナ</p>

事務局	<p>ナワクチン接種の予診票を見ると、男・女の性別欄があるが、私の場合、男に☑が事前に印字されていた。ワクチン接種で生物学的な性別が必要であれば、その旨を説明書等に記載し、性別に☑を印字すべきではないか、と私は考えている。いかがか。</p> <p>ワクチン関係書類など、法令に基づいて発行するものについては、市の理念や方針を反映させることができません。</p> <p>また、事務処理上必要なものは性別欄を削除していません。</p>
委員	<p>⑦「(2)人権に配慮した行政の推進」の「障害者支援課」は、視覚しょうがいの皆様と聴覚しょうがい等の皆様への対応について記載されている。障害者支援課は、使用する割合が多いから記載されたものと思うが、私は、障害者支援課でなく、全課で行う対応と考えるが、いかがか。</p> <p>例えば、障害者支援課から点字で文書をお送りしている方のデータは、全庁で共有されており、今回のコロナワクチン接種案内では、点字や音声案内が使われた、とのこと。</p>
事務局	<p>記載箇所につきましては、現状に合わせて改善してまいります。</p>
委員	<p>⑧「障害者支援課」の2番目は「窓口での相手の意向に配慮した適切な対応をとる。(来庁された聴覚障害者には、手話通訳又は筆談で対応する等)」がある。「窓口での相手の意向に配慮した適切な対応をとる。」だけでは、私には意味不明だが、(来庁された聴覚障害者には、手話通訳又は筆談で対応する等)で具体的にイメージできた。</p> <p>コミュニケーションを取るのが難しいのは聴覚しょうがいの方だけではない。「コミュニケーションに困難のあるお客様が来庁された場合は、その困難さに寄り添いながら的確にわかりやすく対応する。」ではないかと私は考えるが、もっとわかりやすい表現があれば、それをお願いしたいと考えている。</p>
事務局	<p>よりわかりやすい表現に改善してまいります。</p>
委員	<p>⑨「(3)市民が主体となる活動の推進」の「障害者支援課」の一つは「地域自立支援協議会において、地域課題の解決について協議・検討している。」となっている。</p>

「地域自立支援協議会」をインターネット検索すると「障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

具体的には、

- ・委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
 - ・相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
 - ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
 - ・地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。
- ※「（自立支援）協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意することとなっている。」となっている、私もこんなものだと思っている。

「地域自立支援協議会において、地域課題の解決について協議・検討している。」は、『市民一人ひとりの人権が尊重されるまち』の実現に向けた市民の自主的、主体的な活動」とは、主旨が違い、「(3)市民が主体となる活動の推進」に記載するのは適さないと私は考えているが、いかがか。

事務局

「地域自立支援協議会」は、代表者レベルの関係者が集まる定例協議会とは別に、「相談支援会議」、「地域生活部会」、「就労部会」、「教育部会」、「医療的ケア児支援検討部会」があり、障害者団体、ボランティア団体、保健・医療・福祉団体、学校などの現場レベルの関係者が集まり、差別や偏見（平等権）、移動の自由（自由権）、雇用や労働（社会権）、障害者スポーツ（幸福追求権）など様々な課題解決のため、検討や活動に主体的に取り組んでいます。

委員	<p>⑩8 ページの「リサイクルプラザ視察見学」は、ゴミの減量化やリサイクル推進など環境問題としては、極めて重要なことはわかるが、人権とは、どうかかわるのか。教えてほしい。</p>
事務局	<p>人類が生存できる地球環境を保全することは「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。市では、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、廃棄物の発生を抑制し、資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図っています。「リサイクルプラザ視察見学」は、循環型社会の実現に向け、リサイクル及び環境の情報及び体験学習の場を市民に提供することにより、市民の意識の向上を図っています。</p>
委員	<p>⑩8 ページの「防災アドバイザー派遣事業」は、防災対策として、極めて重要なことはわかるが、人権とは、どうかかわるのか。教えてほしい。</p>
事務局	<p>③の回答と同様の主旨で、人権と関わりがあると考えています。</p>
委員	<p>⑫11 ページの「センター周知・消費者問題啓発」と「センター周知・消費者問題啓発キャンペーン」は、人権と、どうかかわっているのか。教えてほしい。</p>
事務局	<p>消費者基本法の第二条において、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重する」とあります。消費者が様々な被害にあわないよう、安心、安全が確保されるための啓発活動は、人権と関わっていると考えています。</p>
委員	<p>⑬私は、大多数の方と意見が異なると思うが、12 ページの「障害者アート作品展」は好きになれない。しょうがいがあるうとなかろうと優れた才能があるなら、その才能を伸ばすべきで、しょうがいのあるなしで区別する必要はない、と考えて</p>

事務局	<p>いる。いかがか。</p> <p>「周南市障害者アート作品展」は、障害者の芸術活動への理解を深めるため、毎年、障害者週間の始まり（12月3日から）に合わせて、アート作品展を行っています。周南総合支援学校、徳山総合支援学校、田布施総合支援学校の児童・生徒が手掛けた美術作品などを展示しています。作品発表の場を設けるとともに、市民の皆さまにご覧いただくことで障害者への理解を深める取組として、ご理解いただきますようお願いいたします。（参考：県では、障害者の社会参加を図り、障害のある人とない人とのより一層の交流を深めるため、「山口県障害者芸術文化祭」を開催しています。）</p>
会長	<p>性別や民族・出自問題などと同様に、まず区別することが分断や差別感情を生むという意見もあるのはたしかですが、社会的な活躍の機会自体が少なく制限され、その結果として実績も下回っているグループ（たとえば女性、一部地域の出身者、障害のある人々など）に対して積極的な支援を行うことは、世界規模で共有されている行動指針となっています。</p> <p>事務局からご紹介があったように、山口県内では障害の有無を超えて交流を図る場なども併せて設けられておりますし、委員が求めておられるように、障害の有無ではなく個々の才能に対する平等な機会も十分に提供されていると考えてよいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>⑭私は、知識がないので、14ページの環境問題、17ページの人権（その他）、は、人権がどのようにかかわっているのか、教えてほしい。</p>
事務局	<p>これまでの説明のとおりです。</p>
委員	<p>⑮21ページの「障害者施設への優先発注依頼」は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」によるもので、同法第1条に「障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に</p>

<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>資する。」と記載されており、私は、「しょうがい者の自立支援が主目的」だと考えている。</p> <p>「障害者施設への優先発注依頼」が「人権」にかかわるのか、そうでないのか、私には整理ができていないので、教えてほしい。</p> <p>毎年、障害者福祉施設への優先発注を全課へ依頼しています。障害者就労施設等からの物品等を調達することにより、障害者の就労・自立・社会参加（社会権）を支援できると認識することができるなど職員の意識啓発につながると考えています。</p> <p>⑩「出前トーク（家庭・職場でできる防災対策）」は、16ページと19ページに記載されていて参加人員はどちらも383人と記載されており、重複ではないか。</p> <p>また、16ページの「防災アドバイザー派遣事業」と「出前トーク（家庭・職場でできる防災対策）」は、命にかかわるから「人権」となるのか。教えてほしい。</p> <p>16ページは「(2)地域社会における取組」、19ページは「(3)企業・職場における取組」を記載しています。383人の内訳が(2)と(3)を含んでおり重複しています。今後「(地域住民は内数)」等を記載します。</p> <p>また、③の回答と同様の主旨で、人権と関わりがあると考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>多くの事業を手掛けられているが、行政の組織で、人権推進・人権教育部署が分かれている。一般市民には見えにくいので、一本化した部署で、企画も運営も教育も行って欲しいと資料を見ながら感じた。</p> <p>多くの取組み教育をされているが、どの程度参加者に理解され定着なされているのか。</p> <p>また、意識改革なされ実践されているのかの検証はあるのかを知りたい。</p>
<p>委員</p>	<p>周南市社会福祉協議会としては、「ハートフル人権セミナー」への講師派遣という形で、地域社会における人権教育・啓発活動の推進の取組にご協力させていただいているが、本会でご協力できることがあればお声がけいただけたらと思う。</p>

委員	<p>コロナ禍での講座や取組みには工夫が必要であったと思われる、そうした状況であっても実施回数や参加者は減少しているが実施され人権意識の向上への取組みは理解できた。</p> <p>ただ、実施回数や参加者数は報告で分かったが、参加者の人権感覚の意識向上にどのくらい成果があったかがわかると次年度の施策にも役立つと思った。(講座等実施にあたっては実施後のアンケートなど評価をされたと思うので)</p>
委員	<p>・「人権を尊重した行政の推進」について</p> <p>全体的な取組においては、市民目線で行政に取組もうとする各課の姿勢が感じられる。</p> <p>私自身も障害1級の家族がおり、軽自動車税の減免手続きにおける改善があった。手続きの簡略化の要望を数年に渡って伝えてきたが、この度の手続き通知でやっと簡略化が実現していて大変うれしかった。</p> <p>日々多忙な窓口業務・対応業務において後回しにされる「小さな声」だが、実はその「小さな声」に真摯に取り組むことで、業務自体が大きく改善される。企業においても「客からのクレーム」が次の「大きな利益」につながるということが認識され始めた。「小さな声」を集めることを業務の中のルーティンワークに組み込むことが重要である。</p> <p>また、報告においても、具体的な改善例の明記が必要、課によっては「例年通り」の報告になっている。</p> <p>・「人権教育・啓発の推進」について(研修の充実等含む)</p> <p>コロナ禍においても各種セミナーをオンライン含め開催できたことは良い。第一線で活動されている方々の話を聞く機会を増やすことで認識が大きく変わるので、市職員・教育関係職員・特に幹部クラスに参加していただきたい。</p> <p>従来の啓発活動については、大きく見直す必要性を感じる。動画や SNS、メタバース含め、子どもや若者、子育て世代の環境変化にも対応した企画が欲しい。</p> <p>リーフレットなどの広報物も、再考が必要。手に取った人の何パーセントが読んでいるのか、実際の効果があるのか、従来通りに制作することへの疑問を感じる。</p>

(2)「令和3年度の取組状況」についてのご意見、ご感想について

委員	コロナ禍において HP での動画を用意されたのは、とてもすばらしいと思う。
委員	人権啓発活動についても PDCA サイクルの必要性が指摘されており、その有用性について不断に検証し（アンケート調査、評価会議等）、改善していくことが期待されている。 これまでの検証結果を踏まえ、改善した事項等があれば説明願いたい。
委員	昨今、地震が頻発しており、それに伴う津波が心配されている。公共施設等に標高・近くの避難場所を掲示することにより、避難の目安に成るのではないか。そのほか人々が集まるような、コンビニ等にも掲示することにより、ここが海拔何メートルであるかを知ることにより、どこに避難すれば良いのか知ることが出来る。市の住民もそうですが、他県等から来訪された方でも助かるのではないか。
委員	長期的に見ると特に児童に対する人権教育が重要であると考える。勉学も大事ではあるが人として人権教育は非常に重要であると思う。繰り返し実施する必要がある。
委員	今年度は、コロナ禍だから「できない」のではなく、オンライン等で、工夫した取組がたくさんあった。
委員	・学校・地域・企業職場などへの出前講座もよいが、それぞれで人権教育・研修を推進するリーダーの育成にも力を入れてほしい。 ・2(4) コロナ禍の開催方法の工夫については引き続き求められる。できれば対面がよいが書面ではなかなか伝わらないこともある。zoom やユーチューブ配信等により、参加者のスタイルに合わせた研修ができるとよい。
委員	それぞれの意見に対応した取組みが行われている。 ホームページのオリジナル動画やオープンシアターなど、一般の方への取組みの実績を評価して、より効果的な取組みに発展させてもらいたいと思う。

委員	<p>コロナ禍において、多くの研修会が制限をうける中、開催のためさまざまな工夫がなされていたと思う。これを一つの機会ととらえ、より幅広い市民の方の参加が得られるよう、継続してもらいたい。</p>
委員	<p>高齢者の DV についても、実例として包括支援センターでの対応もあるため、高齢者虐待防止と高齢者の DV 防止など、市民を対象とした啓発活動についても、実施を検討してもらいたい。</p>
委員	<p>様々な人権問題に取組み、バランス良い対応になっていると思う。</p>
委員	<p>研修会等について、可能な範囲内で継続的に開催されていることから、引き続き、「人権に関する意識調査」の結果を踏まえた施策の基、効果的な取組による啓発活動に努めてほしい。</p>
委員	<p>4 ページと 5 ページの人権推進課の取組状況だが、6 ページと 7 ページの人権教育課のように令和 3 年度の開催回数や参加人数を無理のない範囲（例えば、令和 3 年 12 月末現在）で記載いただければ、良かったと思っている。</p>
委員	<p>多くの取組がなされているが、私は今までの組織やボランティアを 2 年前に大半辞めた。それ以後、こういった取組みの情報は自分で余程意識したり関心を持っていない限り入って来ない様な気がする。</p>
委員	<p>新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者等に対する誹謗中傷や、差別、排除による新たな人権課題となっているが、この人権問題への取組が必要になっていると感じる。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度の意見等からの提言に沿った取組状況がよくわかる。 ・「おうちで学ぶ人権講座」はもう少し PR をして皆さんに動画が作成されたことを周知してほしい。 <p>また、具体的な検証が今後必要と思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が受け身の講座だけでなくワークショップなど参加型の講座も多く開催されると良い。紙芝居や絵本などを使って幼児や保護者にも馴染みやすい講座や放課後子ども教室な

	<p>ど地域の人に関わる講座にも活用してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS などの活用については、しゅうなんメールやシティーブ ロモーションの LINE などでも取組状況や案内を配信できな いだろうか。 ・ 相談体制について、誰一人取り残さない、見逃さないという 意識で関係各所（機関）での情報提供・対応の連携強化を今 後も継続してほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権」を守るとは何か？目的は何か？ 「人権啓発・人権推進・人権教育」という言葉がまず置かれて いて、その言葉に当てはまる活動を作り実行し報告する、そ んな印象がある。日々真剣に取り組んでいる皆様だからこそ、 視野が狭くなってはいないか。 何のための人権か。「自由に自分らしく生きる」「尊い命の主 体者として大切にされる」云々、解りやすい言葉にすると誰も が「幸せを感じる権利」ではないか。行政側・市民側という隔 たりがある限り「誰もが」は実現しない。行政メンバーも一市 民として、また市民も行政メンバーの一人として、共に参加し、 作り上げ、目的に向かって一歩前進できれば良い。学んだこと で心が軽くなった、楽しくなった、自由になった、そんな声が 聞こえるような推進・教育活動が望ましいと思う。 ・ 男女共同参画からオールジェンダー参画へ ジェンダーの問題を取り上げたセミナーが増えてきたこと は望ましい。ジェンダーの問題は根が深く、思春期の若者の自 殺にも大きく関わりがあることが知られてきた。大きな「人権 問題」である。これからは、男女だけでなく、オールジェンダ ーの視点を重視した啓発活動が重要と思われる。
会長	<p>各委員も評価されている点だが、昨年度審議会で「人権に関 する意識調査」の結果を踏まえて行われた提言内容を、多方面 で実現できていると考える。自身からは主としてインターネット (SNS) の活用など情報発信の手段について提案させてもらっ ていたが、LINE アカウントの活用に加えてオリジナル動画の作 成なども行われていて非常によいと感じた。広報活動だけでなく、 講習会等にもこれらのメディアが活用され、オンラインミ ーティングなども多数開催されている。</p> <p>ここで獲得したノウハウをさらに磨き、コロナ禍を脱した後の 教育普及活動にも活かしてほしい。</p>

(3) その他

委員	<p>同性パートナーシップ制度導入を検討すべき時期であると考え。国や県の動向よりも先に、周南市としてどこよりも真っ先にとりくむことが、周南市自体のアピールにもなるし、善いことだと思う。</p> <p>制度を導入することそれ自体が、人権教育となる側面もあると思う。</p>
委員	<p>国を含む啓発活動の実施主体は、受け手を意識した啓発内容の工夫や、ウィズコロナの生活、技術の進歩などの社会情勢を踏まえた ICT 等のデジタル技術を活用するなどして、各種の人権啓発活動を幅広く、効果的に展開することが求められていると考える。</p>
委員	<p>どのような状況にあっても、毎年、人権教育の取組は少しずつでも積み重ねていく必要がある。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none">・委員の集まりもせめて年度末年度はじめは対面で実施できるとよかった。・子どもの虐待があとを絶たない。本来守られるべき親からの虐待に子どもは成す術を知らない。行政、園、学校、地域が見守る体制づくりが求められる。
委員	<p>こどもの人権侵害である児童虐待について、すべての家庭において状況によらず、暴力や暴言を容認しないことが当たり前という文化が必要である。家族でもこどもでも一人ひとりの人権が尊重されるという風土の醸成に、一層の取り組みを願う。</p>
委員	<p>高齢者虐待は高齢者の権利を侵害する行為であり、絶対にあってはならないことである。虐待を受ける被虐待者の多くは、認知症を発症していることが多くある。虐待をしている養護者についても、認知症の理解ができていなかったり、介護に一生懸命になることで周りが見えなくなり、知らぬ間に虐待に発展してしまっているケースも多くある。介護者の孤立を防ぎ、また認知症になっても地域で温かく見守ることのできる社会を作っていくためには、幼少期からの人権教育はとても重要だと考える。</p>

委員	<p>(1) 生活支援課窓口には、ブース（相談室）が設置してあるが、地域福祉課、高齢者支援課、障害者支援課には、ない。この3課窓口では、プライバシーに関する相談が考えられるので、プライバシー保護の観点から、各課に1箇所ずつブース（相談室）が設置できないか。</p>
事務局	<p>生活支援課横にある相談室や、子ども支援課の対面にある相談室は、各課専用の相談室ではなく、共用で使用するものです。各課が必要に応じて相談室を使用しています。また、福祉関連だけでなく、本庁舎の各階に共用の相談室を設け、プライバシーの保護に努めています。</p>
委員	<p>(2) 昨年、コロナワクチンの接種予約が始まり、昼のテレビのローカルニュースで、周南市は窓口で予約を受け付けていないシーンが放映され、その直後に、防府市では窓口で予約を受け付けているシーンが放映された。</p> <p>周南市の翌日に柳井市の予約が始まり、ローカルニュースで「90代の一人暮らしの女性が市役所を訪れていた。耳が遠くなり電話が使えない。いつもは近所の人にお世話になって暮らしている。平日の日中はお世話してくれる人がいないので、今日は電車に乗り、駅から市役所まで歩いて来た。対応した職員は女性の近所の医院を予約した。」というシーンが放映された。当時の柳井市の広報を視ると、ワクチンの予約は、周南市と同じ電話とWEBとなっていた。</p> <p>周南市、防府市と柳井市の放映を視て、私は悲しくなった。</p> <p>そういうことから周南市の場合、市役所窓口での接種予約の受付をしなかったため、電話やWEBを使えない一人暮らしのワクチン接種希望者はワクチン接種申込ができないこととなる。</p> <p>①公平・不公平、平等・不平等の観点からみて、いかがなものか。</p> <p>②ワクチン接種を受けたいという希望（権利）が侵されている。</p> <p>③ワクチン接種を推進する立場で見ると、ワクチン接種したいという人がワクチン接種からもれる。（静岡県三島市では、高齢者の方で、ワクチン接種がもれている方がいることに気付き、民生委員さん等に協力を依頼し、解決したというインターネットニュースを視た記憶がある。）ということなどが、考えられる。</p> <p>人権推進の立場で考えると、どうなるのか。</p>

<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>窓口に多くの予約希望者（高齢者等）が殺到し、さらに感染が拡大することを避けるために、当初は、電話とウェブによる予約のみとしたところ。ご指摘の状況を解消するために、本庁ロビー等でウェブ予約を職員が支援したり、場所と日時お任せの書面での申込み方法を導入するなど、混乱の解消に取り組んだところ。最終的には、1回目、2回目のワクチン接種を、希望するすべての方に対し実施することができました。</p> <p>(3) これからの LGBTQ の方々への対策をどのように考えているか。教えてほしい。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度につきましては、国や県、他の自治体の動向を注視しているところです。LGBT などの性的少数者への差別や偏見の解消に向けて、市民、市職員、教職員に向けた研修会の開催や、啓発活動に取り組んでいます。</p>
<p>委員</p>	<p>ユネスコ憲章前文に「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とある。「人権」は、究極的には、「心の教育」である。そのためには「人を慮る」事を常に意識して生活する事が大切と思う。</p> <p>そして「無意識に人を慮れる」様になるまで、心の教育が必要だと考える。そのためには大人が、子ども達のお手本になる様な言動がとれる様に、学習する事である。その啓蒙方法は、どうするのには非常に難しいが、我々人権推進に関わっている人達、行政の方々から律する事が必要ではないかと思う。「社会的自立・自律人間」とは、まず受け入れて、拒否しない人間であると DX セミナーで学んだが、これは人権に気付く第一歩であると思った。</p> <p>「人は無意識に不寛容」であるとあったが、他人を傷付けるという気持ちはなくても、無意識に人を「傷付け」たり、「いじめ」たりしている事が、往々にあると感じる昨今である。</p>
<p>委員</p>	<p>内閣府主催の男女参画の講座などにもオンラインで参加できるものもあるので、内容によって対象者（例えば、大学生や新入社員など）に目につきやすい情報の提供ができていると良いと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>工藤勇一著『学校の「当たり前」をやめた。』の中で、「手段の目的化」という問題を取り上げている。「学校は何のためにあ</p>

	<p>るのか」「学習指導要領は何のためにあるのか」を教師に再認識させることの重要性だという。行政も同じではないか。今までの「当たり前」とされていることを勇気をもって見直すことが必要であると思う。</p>
--	---

(4) まとめ

<p>会長</p>	<p>令和2年度の人権講演会等の開催実績については、コロナ禍によりオンライン含め開催の工夫が見られたが、全体的な回数や人数は減少しており、特に「子どもの人権」では大きく減少した。</p> <p>一方で、「感染症の問題」や「インターネットにおける問題」、「性の多様性に関する問題」など新たな人権課題は継続した取り組みが見られた。他にも様々な人権課題についてバランスよく取り組んでいるが、今後特に重点的に取り組んでいくべき課題として委員から挙げられたのは、災害時の避難所に関すること、高齢者虐待防止や高齢者 DV、性の多様性、同和問題、児童虐待や児童の権利、これからの担う児童・生徒に対する段階的な人権教育などであった。</p> <p>例えば、今後の教育・啓発の方法として、人権講演会を教室型からワークショップなどの参加型の講座にできないか、紙芝居や絵本などを活用した幼児や保護者にもなじみやすい講座や、放課後子ども教室など地域の人も関わる講座にできないか。</p> <p>また、子どもや若者、子育て世代の環境変化にも対応した動画配信や SNS などの積極的な活用もできないか、などの提案があった。</p> <p>さらに、学校、地域、企業職場で人権教育・研修を推進するリーダーの育成は引き続き必要であり、さまざまな行政サービスを提供する市職員や教職員、特に幹部職員には、第一線で活動されている方々の話を聞く機会を増やすことで認識が大きくかわるのではないかとといった意見や、研修会に参加した市民にどれほど理解されたか、意識向上にどれくらい成果があったか、リーフレットなどの広報物についてもどれだけの人が手に取り啓発の効果があるのか、動画配信などの取組の情報がどれだけの市民に届いているだろうかなど、人権啓発活動についての有用性について検証し改善すること（PDCA サイクル）や、相談体制における関係機関との連携強化の継続の必要性などが挙げられた。</p>
-----------	--

以上を踏まえて、審議会として次のように市へ提言したい。

- 1 子ども、女性、障害者、高齢者（認知症対策）、同和問題などの多岐にわたる課題とともに、LGBT の理解・対応やネット上での誹謗中傷、コロナ差別といった新たな人権課題についても継続的に取り組まれない。
- 2 コロナ禍において、対面、オンラインともに開催方法等を工夫し、継続的な教育・研修を実施されたい。
- 3 学校、地域、企業職場で人権教育・研修を推進するリーダーの育成や、行政サービスを担う市職員、教職員に対する研修についてもさらに取組をすすめられたい。
- 4 人権教育・啓発活動の取組や周知の方法などについて検証し、より多くの市民に情報が届けられ、人権についての理解が深まるよう改善に取り組まれない。
- 5 相談体制について、今後も関係機関との連携強化を継続されたい。

以上、委員の皆さまにはたくさんのご意見をいただき、有難うございました。

市には、今回の審議会の意見・提言を、今後の人権施策の推進に生かしていただくようお願いいたします。